

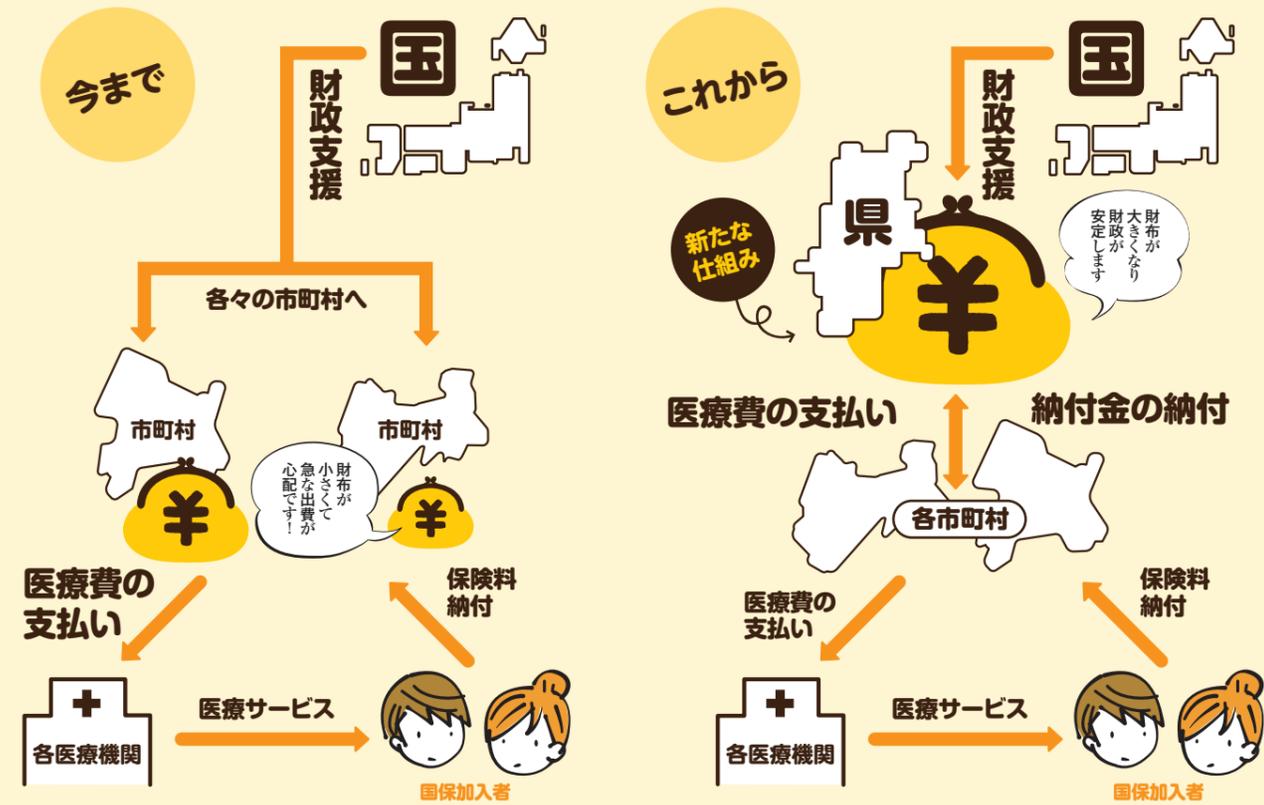


平成30年 4月から 国民健康保険制度が 変わります。

国保制度の何が変わるの？

県も財政運営の責任主体として、市町村とともに国民健康保険を運営します。

今まで市町村ごとだったお財布を県のお財布にまとめて収入・支出を管理します。



※長野県では、加入者から「保険“税”」を集める市町村が大半ですが、本文の表記上は「保険“料”」で統一しています。

そもそも、国保ってなあに？

皆様が安心して医療にかかることができるようになるための仕組みです。

- 国保は、加入者が保険料をあらかじめ出し合っておき、いざ医療にかかるときには、医療費の一部を支払えば医療サービスを受けられるようにする仕組みです。

財政運営の仕組みを変えると どのようなメリットがあるの？

保険料の急な増加のおそれを軽減できます。



- 小さな市町村単位で国保を運営していると、高額な医療費が突然発生したときに、少ない加入者で負担しなければならないので、一人ひとりの保険料が急激に増える恐れがありました。

今回の制度変更で県単位で国保を運営することにより、保険料負担の急な増加リスクを軽減することができます。

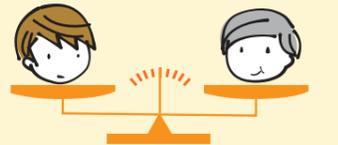
健康づくりへの取り組みを積極的に進めます。

- 県は保険者として、今まで以上に市町村と共に県民の健康づくりへの取り組みを応援します。



県内加入者間の負担の公平化を図ることができます。

- 今までは、保険料はお住いの市町村によって大きく異なっていました。県が財政運営することで、「同じ所得の方は同じ水準の保険料負担」に近づけていきます。



国保の加入者にはどんな影響があるの？

下記の影響があります。

- 保険料への影響について裏ページをご覧ください。
- 保険証に「長野県」が表記されます。
※平成30年10月の保険証更新までは、現在お使いの保険証をそのままお使いいただけます。
- 県内の他の市町村に引っ越した場合に、高額療養費の回数カウントが引き継がれるようになり、引っ越し後の負担軽減の対象が広がります。

そのほかに加入者からみて何か変わるの？

下記のとおり、加入者の方々の身近な窓口は変わりません。平成30年4月以降も引き続きお住まいの市町村です。

- 加入脱退などの手続きは市町村窓口で行いません。
- 保険料は市町村に納めます。
- 保険証は市町村から交付されます。
- 高額療養費などの申請は市町村に対して申請します。
- 特定健診、保健指導は市町村(市町村の委託を受けた健診センターなど)で行いません。

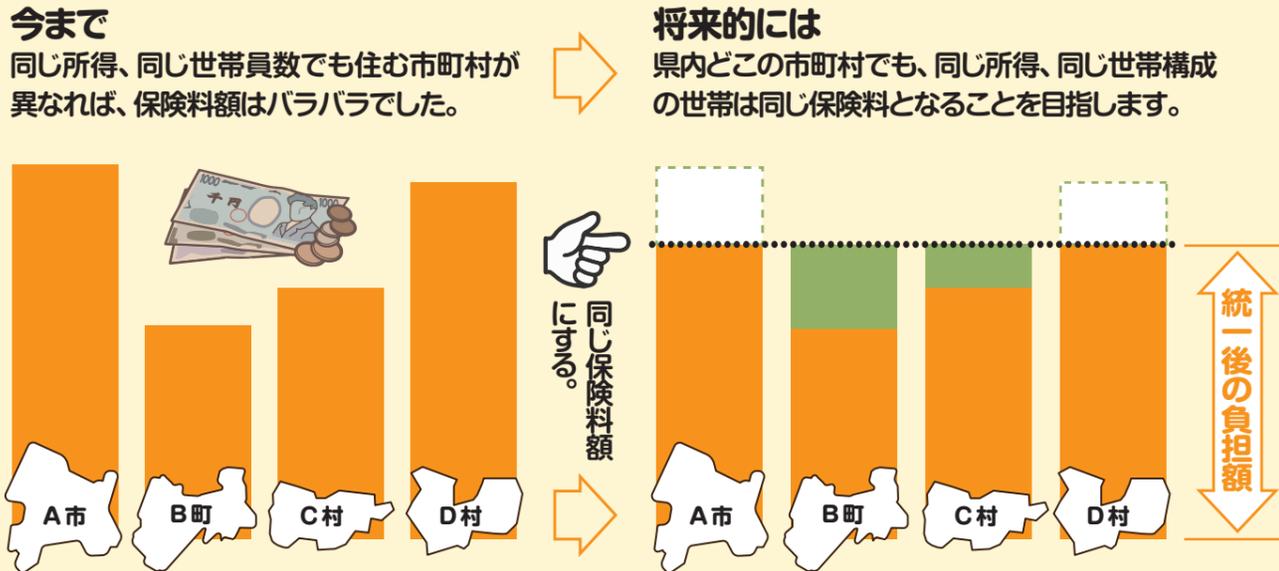


保険料は変わるの!?



保険料負担が大きく増加または減少する場合があります。
将来的に、県内どこでも同じ所得の方の保険料負担を同じ水準にしていく(負担の公平化を実現して行く)ためです。

【同一所得、同一世帯構成の1世帯当たり保険料額のイメージ】



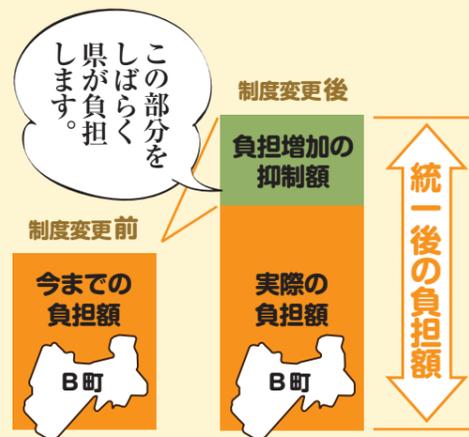
●今まで保険料が高かったA市、D村の加入者は、保険料負担が減少しますが、保険料額が低かったB町、C村の加入者は、保険料負担が上昇します。ただし、**急激に保険料負担が上がらないよう、県・市町村で配慮**します。

保険料はいつ県内で統一されるの?



すぐには統一せず、保険料負担の急な増加を抑えながら統一を目指すこととしています。

- 例えば、ただちに保険料率を統一とすると、上記B町では、急に負担が上昇してしまいます。
- 国の財政支援や県・市町村による保険料負担への配慮により、急な保険料負担の上昇を抑えながら、徐々に統一を目指します。
- 将来的な保険料額の統一に向けては、本来の負担額に近づけていく必要があります。



※B町の場合の保険料負担イメージ

※保険料率の設定は新制度になっても市町村ごとに決めるため、同じ県内でも市町村ごとに保険料率は異なります。

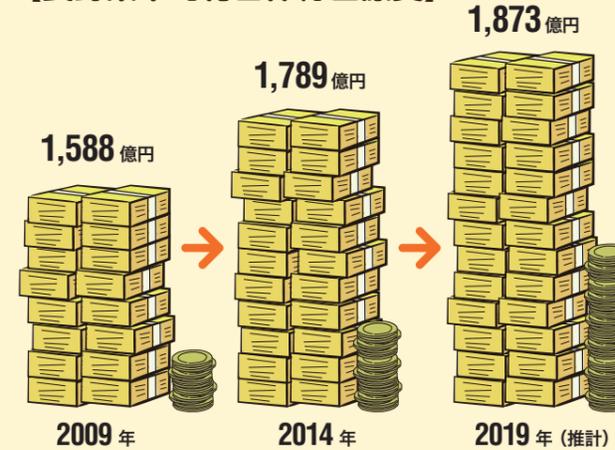
健康づくりに取り組みましょう

医療費を抑制することは、保険料の抑制につながります。

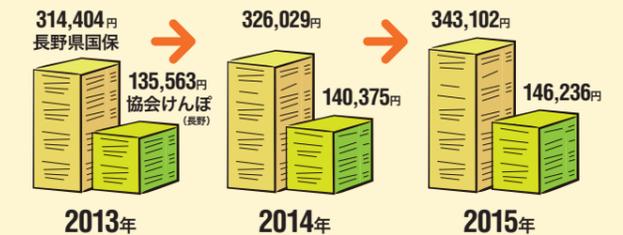
国保は加入者の年齢層が高く、一人当たり医療費が高い。

- この5年で、市町村国保の総医療費は約200億円増加しました。また、国保加入者数は減少傾向ですが、一人当たり医療費が高く、今後も伸びて行くため、医療費総額は伸び続け、2019年には約1,900億円となる見込みです。

【長野県市町村国保総医療費】



【加入者一人当たりの医療費】



- 健康で長生きをしていくためにも、健康づくりの取り組みがますます重要となっています。
- 県では、世界で一番の健康長寿を目指す『ACEプロジェクト』を展開しています。脳卒中等の生活習慣病予防に効果のあるAction(体を動かす)、Check(健診を受ける)、Eat(健康に食べる)に取り組みましょう。



お問い合わせ先

国民皆保険制度(すべての方が公的な医療保険制度に加入していること)を維持し、皆様が安心して医療サービスを受けることができるようにしていくために必要な制度変更ですので、ご理解とご協力をお願いします。

制度全般については、長野県健康福祉部国民健康保険室

☎026-235-7096 kokuho@pref.nagano.lg.jp

具体的な保険料率の設定については、飯山市役所 市民環境課 国保年金係

☎62-3111 内線 152・153・154 へお問合せください